

お客様各位

2022年11月1日

埼玉信用組合

「キャッシュカード規定」の改定のお知らせ

平素は埼玉信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当組合は、下記のとおり「キャッシュカード規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。なお、改定および新設後の新規定は改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

不明な点は、窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定日 2022年12月1日

2. 改定内容

(1) 「キャッシュカード規定」の改定箇所

変更後	変更前
10. (盗難カードによる払戻し等) (1) <u>盗取されたカード</u> (以下「 <u>盗難カード</u> 」といいます) を他人に不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害 (手数料や利息を含みます。) の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	10. (盗難カードによる払戻し等) (1) <u>カードの盗難により、他人に当該カードを</u> 不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害 (手数料や利息を含みます。) の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
以下省略	以下省略

以上